

証券業務／時価情報

Kirayaka Bank

公共債引受額

(単位：百万円)

	2019年9月期	2020年9月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	100	—
合計	100	—

公共債ディーリング実績

(単位：百万円)

	2019年9月期	2020年9月期
商品国債	2	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
合計	2	—

公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	2019年9月期	2020年9月期
国債	14	11
地方債・政府保証債	—	—
合計	14	11
投資信託	1,634	1,375

2. 商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2019年9月期	2020年9月期
商品国債	0	—
商品地方債	0	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	0	—

有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

[2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

	2019年9月30日			2020年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

	2019年9月30日		2020年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
子会社・子法人等株式	—	4,015	—	4,152
関連法人等株式	—	0	—	0
合計	—	4,015	—	4,152

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年9月30日			2020年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	986	637	348	1,288	930	357
	債券	92,230	91,044	1,186	57,297	56,955	341
	国債	39,686	39,152	534	17,545	17,423	122
	地方債	8,689	8,613	76	6,874	6,826	48
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	43,854	43,279	575	32,877	32,706	171
その他	43,998	41,799	2,198	20,363	19,957	405	
小計		137,214	133,480	3,733	78,949	77,844	1,104
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,497	2,117	△ 619	896	1,243	△ 347
	債券	7,851	7,899	△ 47	21,323	21,506	△ 182
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	756	758	△ 2	1,749	1,755	△ 5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,095	7,141	△ 45	19,574	19,750	△ 176
その他	56,150	60,400	△ 4,250	59,300	64,220	△ 4,919	
小計		65,500	70,417	△ 4,917	81,520	86,971	△ 5,450
合計		202,714	203,897	△ 1,183	160,469	164,815	△ 4,345

時価情報／デリバティブ取引情報

Kirayaka Bank

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするともに、評価差額を2019年9月期及び2020年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

2019年9月期における減損処理額はございません。

2020年9月期における減損処理額は、19百万円（うち、債券19百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先……………破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先……………実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先……………今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先……………今後の管理に注意を要する発行会社

正常先……………上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

〔2019年9月期・2020年9月期〕 該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔2019年9月期・2020年9月期〕 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2019年9月30日	2020年9月30日
評価差額	△ 1,183	△ 4,345
その他有価証券	△ 1,183	△ 4,345
(+) 繰延税金資産	338	199
(又は (△) 繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△ 844	△ 4,145

デリバティブ取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [2019年9月期・2020年9月期] 該当ございません。